

農用地除外申出 提出書類一覧

- 提出書類は正副2部をご用意ください。(副本はコピー可。)
 ○提出書類はおおむね以下のとおりですが、審査の過程で別途追加の書類提出をお願いする場合がありますのでご留意願います。
 ○詳細につきましては事前にご相談のうえ、提出書類をご確認ください。
 ○申出とあわせて、開発指導課への開発事前協議の提出をお願いします。

提出書類	留意事項	変更後の使用目的				
		農業用施設	店舗	自己用住宅	敷地拡張	資材置場 駐車場
申出書【様式第1号】						
委任状	代理人提出の場合					
変更後の使用目的に係る資料 【様式第2号】	選定理由は別紙可、 理由は詳細に記載してください。					
案内図(申出地を赤枠で表示)	住宅地図等					
公図						
土地利用計画図					既存敷地と一体 のもの	注2
被害防除対策書						
法人の登記事項証明書(全部事項)	申出者が法人の場合 申出締切日前3ヶ月以内のもの			×		
土地登記事項証明書(全部事項)	申出締切日前3ヶ月以内のもの インターネット閲覧用の印刷は不可				既存敷地も提出	
土地権利者の同意書(実印) 【様式第3号】	所有者、抵当権者等が申出者と異なる場合					
土地権利者の印鑑証明書	申出締切日前3ヶ月以内のもの					
申出地の現況写真	正副ともカラーのもの、2方向撮影					
農家証明書 ※農業委員会	申出締切日前3ヶ月以内のもの		×	×	※拡張しようとする元の敷地の用途に準じる書類	×
農業用倉庫(作業場)の建設に係る資料 【様式第4号】			×	×		×
平面図・立面図	農業用施設・店舗の場合 内部の用途を記載してください。					×
事業実績及び事業計画書	過去3年間の受件数や金額、収益の変遷、転用後3年間の事業計画(見込み)を記載したもの			×		
住民票	申出締切日前3ヶ月以内のもので ①申出者世帯全員 ②親族のもの(自己用住宅の場合)	①	×	①及び②		×
戸籍謄本	申出締切日前3ヶ月以内のもの 親族のつながりが確認できるもの	×	×			×
建物賃貸借契約書の写し	現在借家に住んでいる方	×	×			×
営業届出済証明書 ※市民税課	個人事業者の場合 申出締切日前3ヶ月以内のもの	×		×		
資格証明書	都市計画法第34条1号関係のほか 建設業、運送業など資格要の場合	×		×		
資材置場・駐車場の設置に関する資料 【様式第5号】		×	×	×		
既存施設の案内図、配置図、現況写真、 土地登記事項証明書、賃貸借契約書の 写し	現在使用している営業所、資材置場、 駐車場に関するもの 写真は正副ともカラーのもの	×	×	×		
その他参考となる書類						注3
(土地の選定理由についての書類) 越谷市固定資産税課税台帳の写し (又は、課税台帳に登録がないことの証明)※資産税課	申出者所有地、親族所有地の場合					
(土地の選定理由についての書類) 農業振興地域土地利用計画図	カラーコピーでの提出可 申出地以外に所有地がある場合に、全ての所有地の場所を記載してください。					
(土地の選定理由についての書類) 代替地がない旨の理由書	申出地以外の土地で計画(実施)できない理由を記載してください。					
取引証明書	取引の相手方と内容が確認できるもの	注1		×		×

(注1)農産物処理・加工施設及び販売施設目的の除外は、市農業振興の観点から市で生産された農産物を用いて事業を行うことが必要です。このため、農産物の仕入先(契約農家)、品目、仕入量等を事業計画書に明記してください。

(注2)駐車台数、駐車位置、資材別ストック量等を明記してください。

(注3)資材置場又は駐車場目的の除外は、原則として市内に事業所を有し、現に営業活動を行っていることが必要です。ただし、事業所が隣接市町(川口市、さいたま市岩槻区、春日部市(旧庄和町区域を除く)、草加市、吉川市、松伏町)にある場合で、その周辺に拡張の余地がなく、かつ、事業所と申出地との距離に合理性が認められる場合は、例外的に申出を受け付けます。
 このため、隣接市町に事業所を有する事業計画者が申出を行う場合は、「土地選定理由書」に当該市町に資材置場又は駐車場を確保できない理由を明記し、併せて事業所敷地の土地登記簿謄本(敷地を賃借等により使用している場合は、土地登記簿謄本に加え、賃貸借契約書等の写し)を添付してください。

その他

目的が「公共事業による移転」の場合は、「収用予定証明書」の添付が必要となります。